

動薬協会発 211号

平成24年9月11日

社団法人日本動物用医薬品協会
会 員 各 位

社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 福 井 邦 顯
(公印省略)

動物用抗生物質医薬品基準の全部を改正する件（告示）の制定について（通知）

当協会の業務運営につきましては、日頃からご支援、ご協力を頂きお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、農林水産省消費・安全局長より通知がありましたのでお知らせします。

なお、本改正基準については9月中を目途に発刊の準備を進めていますことを申し添えます

24消安第2737号
平成24年9月10日

社団法人日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用抗生物質医薬品基準の全部を改正する件（告示）の制定について
（通知）

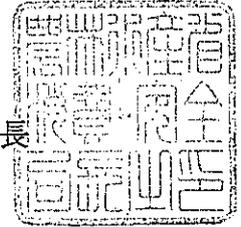
このことについて、別添写しのとおり都道府県知事宛て通知したので、御了知願
います。



24消安第2737号
平成24年9月10日

北海道知事 殿

農林水産省消費・安全局長



動物用抗生物質医薬品基準の全部を改正する件（告示）の制定について
（通知）

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第42条第1項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準（平成11年8月30日農林水産省告示第1123号）の全部が別添のとおり改正されたので、別添を備え置いて縦覧に供されたい。

○農林水産省告示第二千百六十五号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用抗生物質医薬品基準（平成十一年八月三十日農林水産省告示第千百二十三号）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、施行の日から起算して一年を経過する日までに製造販売される動物用医薬品については、なお従前の例によることができる。

平成二十四年九月十日

農林水産大臣 郡司 彰

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）